

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名	神奈川県消費生活条例				
条 例 番 号	昭和55年神奈川県条例第1号	法 規 集	第4編第1章第2節		
所 管 室 課	くらし安全防災局くらし安全部消費生活課				
条 例 の 概 要	県民の消費生活に関し、県及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定め、消費者の権利を確立し、県民の消費生活の安定と向上及び環境に配慮した消費生活の推進に資する。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	社会状況の変化を背景に複雑・多様化する消費者問題に対応するため、消費者行政の充実強化が求められる中、本条例は、消費者被害の速やかな救済のために必要な措置や、不当な取引行為を行っている事業者に対して指導等を行う根拠となるものであり、また、消費者の権利を確立し、消費者教育を推進する等、県民の消費生活の安定と向上及び環境に配慮した消費生活を推進するために必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、深刻化する消費者被害の速やかな救済のための必要な措置や、不当な取引行為を行っている事業者に対する指導等を行っており、消費者被害の未然防止及び拡大防止のために有効に機能している。 第2章第1節「危害の防止」に関する条文には、その対象に役務（サービス）が含まれていないが、制定当初には想定していなかった新たなサービスの登場など、社会状況の変化に対応するため、条例の改正を検討する必要がある。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例において、目的達成に必要な最小限度の事項を規制するとともに、消費者教育、被害の救済等を規定することにより、消費者施策を総合的、計画的に推進しており、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、「新かながわグランドデザイン」の主要施策「消費者被害などの未然防止と救済」を実現するためのものであり、県の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	消費者基本法及びその他の関係法令に沿った条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。			
その他					
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 社会環境の変化に対応し、より効果的に施策を推進するため、条例の改正を検討する必要がある。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
結 果	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				